

新島村職員の募集について

新島村では、下記により職員の募集を行いません。

1. 募集する職種および人員数 一般行政職 若干名
2. 採用日 令和6年8月1日
3. 勤務場所 新島村役場本庁舎及び出先機関
4. 応募及び受験資格
 - ① 高卒以上の学歴を有する昭和59年1月1日以降の生まれで、心身共に健康で次の(1)から(5)のいずれにも該当しておらず、採用日から勤務可能な人
 - (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 新島村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - (5) 日本国籍を有しない者
 - ② 活字印刷文による出題に対応できる人
 - ③ 普通自動車免許を取得している方、又は採用日までに普通自動車免許を取得している方
5. 募集期間 令和6年4月12日(金)から令和6年6月10日(月)まで
6. 応募方法

上記の期間内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、新島村役場総務課窓口及び各支所で配布する「新島村職員採用選考試験申込書」(新島村ホームページからダウンロードしたものも可)に所定の事項を記入のうえ、必要な書類(履歴書(写真付き・自書した物))を添えて同窓口に持参若しくは下記まで郵送して下さい。

郵送の場合は封筒の表に朱書きで「受験申込」と記載し、簡易書留郵便で送付して下さい。普通郵便での事故については一切責任を負いません。(※メール添付やファックスによる申込みは不可)

郵送の場合は令和6年6月10日必着(6月11日以降に到着したものは無効)。

※応募書類は、返却しません。
7. 選考方法
 - 【一次試験】**書類選考**
 - ・提出書類による審査。
 - ・一次試験は、書類選考のため、試験会場はありません。
 - ※一次試験の結果については、一次試験受験者全員に郵送通知します。
 - ※一次試験合格者には、記述(小論文)のテーマを合わせて郵送しますので、二次試験当日に提出をしてください。
 - 記述(小論文 原稿用紙(600字)3枚程度)
 - 【二次試験】**※一次試験合格者に対して、次のとおり行います。**
 - 日時：令和6年6月16日(土)9時30分～21時00分(最終面接者終了予定時刻)
 - 場所：島嶼会館 2階会議室
〒105-0022 東京都港区海岸1-4-15
 - 試験内容：
 - ①記述(教養試験 9時50分～(択一式による筆記試験/2時間))
 - ②記述(小論文(一次試験合格者に対し、事前にテーマを提示しますので、指定する日までに提出してください。))
 - ③口述(個別面接 13時30分～(1人30分程度))
8. 合格発表 令和6年6月20日(木)から、二次試験受験者全員に随時郵送通知します。
※合否にかかわらず試験成績(得点及び順位)の発表・通知は行いません。(一次試験、二次試験に共通。)
9. 受験申込書郵送先および詳細問合せ

〒100-0402 東京都新島村本村一丁目1番1号
新島村役場 総務課 庶務係 職員採用担当 宛
電話04992(5)0240